

# BCG（結核）予防接種のお知らせ

・BCG は結核の発病を予防する効果があるワクチンです。日本では、今でも毎年 2 万人前後の人が発病しています。忘れずに接種しましょう。

※帯広市に住民票のある方が、里帰り出産等により市外で定期予防接種を希望される場合は事前に健康推進課へ申請をする必要がありますのでご連絡ください。

●対象年齢

**1 歳のお誕生日前日まで**

（標準的には生後 5 か月から 8 か月になるまで）

●接種料金

**無料**

●接種場所

裏面の実施医療機関をご覧ください。

※5か月児健診時の BCG 集団接種は行いません。

●持ち物

**母子健康手帳・予診票**

接種出来る期間が短いので、  
早めの接種をお勧めします！



## ◆◆お問合せ先◆◆

予防接種履歴や実施医療機関に関すること

地域保健係（事務）

TEL 25-9720

接種間隔や副反応等の相談に関すること

健康第 1 係（保健師）

TEL 25-9721

〒080-0808 帯広市東 8 条南 13 丁目 1

保健福祉センター 2 階 帯広市役所 健康推進課



◀帯広市ホームページ  
子どもの予防接種

# 令和5年度 予防接種実施医療機関（BCG）

令和5年4月1日現在

医療機関名	住所	電話番号	実施曜日・実施時間	要予約
帯広協会病院	東5南9	22-6600	火 13:00~15:00	○
慶愛病院	東3南9	22-4188	月~土 ※予約はインターネットまたは院内タッチパネルのみ 時間帯は予約画面で確認	○
サンタさんこどもクリニック	西18南4	33-1240	月・火・木・金 9:30~12:00、14:30~17:30 ※予約はインターネットまたは電話	○
北斗クリニック	稲田町基線9	47-8000	月・水・木・金 13:00~14:00 / 火 13:00~16:00 ※事前の相談により、その他の時間帯でも対応可	○
みなみ町こどもクリニック	西18南31	49-3300	月・火・水・金 8:30~12:00、13:30~17:00 木・土 8:30~12:00	

## 予防接種に関する説明書

### 予防接種を受けることができない人

- ①明らかに発熱のある人（接種日の体温が**37.5℃**以上の場合をさします）
- ②重い急性疾患にかかっていることが明らかな人
- ③その日に受ける予防接種によって、又は予防接種に含まれる成分でアナフィラキシーを起こしたことがある人
- ④女性においては、妊娠していることが明らかな人
- ⑤その他、医師が不適当な状態と判断した場合

### 予防接種へ行く前のチェック

接種を受ける方の体調はふだんと変わりありませんか？

**予防接種は体調がよいときに受けるのが原則です。**  
かぜの症状があったり、下痢や嘔吐、発疹がある場合には、見合わせることも大切です。

母子健康手帳は持ちましたか？

必要に応じて、健康保険証・医療機関の診察券も持ちましょう。  
予診票は大切な情報ですので、責任を持って記入するようにしましょう。

接種を受ける方の日頃の状態をよく知っている方が同伴しましょう。

アレルギーや既往歴など心配事は、あらかじめかかりつけ医に確認しましょう。

### 予防接種後の注意事項

- ①**予防接種を受けた後30分間**は、病院で接種を受けた方の様子を観察するか、医師とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。（ショック症状などの急な副反応はこの間に起こりやすいため。）
- ②接種後、生ワクチンは4週間、不活化ワクチンは1週間は副反応の出現に注意しましょう。
- ③接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は発熱等がなければさつかえありませんが、接種した部位はこすらないでください。
- ④接種当日は、激しい運動は避けましょう。
- ⑤病気がかかったあとは、予防接種を受けられない期間があります。
- ⑥接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

### 予防接種の一般的な副反応について

#### 1. 通常みられる反応

ワクチンの種類によっても異なりますが主な副反応は、発熱、接種局所の発赤・腫脹（はれ）、硬結（しこり）、発疹などが比較的高い頻度（数%から数十%）で認められます。通常、数日以内に自然に治るので心配の必要はありません。

#### 2. まれに生じる重い副反応

接種部位のひどい腫れ、高熱、ひきつけなどの症状があったら、医師の診察を受けてください。ワクチンの種類によっては、極めてまれ（百万から数百万人に一人程度）にアナフィラキシー様症状（ショック症状、じんましん、呼吸困難など）、血小板減少性紫斑病、脳炎や神経障害などの重い副反応が生じることがあります。

#### 3. 予防接種による健康被害救済制度について

極めてまれに予防接種による予知できない重い副反応が起きたり、後遺症が残ることがあります。そのため、定期接種によって引き起こされた副反応により、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。定期接種の期間外に予防接種を受けた場合は、任意接種となります。任意接種で健康被害を受けた場合には、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることになります。